

【立地基準の一覧】

農地区分	営農条件・市街地化の状況	許可の方針
農用地区域内農地	市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内的の農地	原則不許可 (市町村が定める農用地利用計画において指定された用途(農業用施設)等のために転用する場合、例外許可)
甲種農地	市街化調整区域内の土地改良事業等の対象となった農地(8年以内)等、特に良好な営農条件を備えている農地	原則不許可 (土地収用法の認定を受け、告示を行った事業等のために転用する場合、例外許可)
第1種農地	10ヘクタール以上の規模の一段の農地、土地改良事業の対象となった農地等良好な営農条件を備えている農地	原則不許可 (土地収用法対象事業等のために転用する場合、例外許可)
第2種農地	鉄道の駅が500メートル以内にある等、市街地化が見込まれる農地又は生産性の低い小集団の農地	農地以外の土地や第3種農地に立地困難な場合等に許可
第3種農地	鉄道の駅が300メートル以内にある等、市街地の区域又は市街地化の傾向が著しい区域にある農地	原則許可

出典：農林水産省ホームページ